

提案基準 1

判断基準第2第1項の敷地における建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、法43条第2項第2号の許可に関する判断基準（以下「判断基準」という。各提案基準において同じ。）第3の規定に基づき判断基準第2第1項に該当する公園、緑地、広場等の空地に接する建築物の取扱いについて必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次に掲げる公園、緑地、広場等の空地に2m以上接する敷地における建築物について適用する。

- ① 都市公園法による都市公園で安定的、日常的に利用可能なものであり、かつ、国又は地方公共団体が所有し管理するもの
- ② 自然公園法による国定公園の施設である公園又は緑地で、地方公共団体が管理するもの
- ③ 都市計画法第29条による公園、緑地、広場で安定的、日常的に利用可能なものであり、かつ、地方公共団体が所有し、管理するもの

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 従前の敷地内における建築で既存建築物と同一用途であり、かつ、概ね同一規模であるもの
- ② 公園管理施設

(土地管理者による合意等)

第4 その空地を利用することについて土地管理者の使用承諾等があること。

一括同意基準 1

第1 提案基準1に該当するものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱う。

第2 知事は、第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告する。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成12年7月3日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成19年10月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成24年4月2日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成30年9月25日から施行する。